Ⅱ　新たな障害者基本計画の骨子（案）

Ⅰ　基本理念

障害のある人もない人も、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合い、自立して暮らせる「まち」を実現する。

基本理念実現のための前提条件

基本理念の実現のためには、地域ごとにそれぞれの特性を踏まえ、多様性のある施策を展開する必要がある。

施策の展開に当たっては、「個々の障害者が、生活の拠点※での日々の活動を通じて自立した生活を実現し、更に、その活動の範囲を広げていく」ということを念頭におくべきである。

※「生活の拠点」とは、自宅・職場・施設など、障害者が日々の生活を行う場を指す。

（参考）

【現行計画の基本理念】
すべての人が互いに尊重しあい、住み慣れた地域において安心して暮らせる社会の実現

Ⅱ　計画期間

平成 25 年度から平成 29 年度までの５年間

（現行計画の計画期間：平成 18 年度～平成 24 年度）

Ⅲ　施策の柱	Ⅳ　施策項目
１　理解と交流の促進	(1) あらゆる障害や障害者についての理解の促進
	(2) 障害者と地域住民等との交流の促進
	(3) 市民主体の活動等の支援
２　生活環境整備の推進	(1) 福祉のまちづくりの推進
	(2) 安心して暮らせる住まいの確保
	(3) 防犯・防災対策と災害時支援対策の推進
３　相談支援の充実	(1) 相談支援体制の整備・充実
	(2) 障害者の権利擁護の推進
４　地域生活支援の充実	(1) 福祉サービスの充実
	(2) 保健・医療・リハビリテーションの充実
	(3) 社会参加活動の促進と健康づくりの支援
	(4) 情報・コミュニケーション支援の充実
５　療育と教育の充実	(1) 療育の充実
	(2) 自立に向けた教育の充実
６　就労支援の充実と雇用の拡大	(1) 総合的な就労支援
	(2) 障害者雇用の拡大